

F A X 送付案内

平成27年 9月17日

A 4 5 枚 (本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

米国からの家きん等の輸入停止措置解除等について

平素よりお世話になっております。
標題の件について、農林水産省より情報提供がありましたのでお知らせします。

【米国の輸入停止措置の解除】

平成26年12月以降、北米における鳥インフルエンザの発生に伴い、発地域から我が国への家きん等の輸入を停止していましたが、ニュージャージー州については、清浄性が確認されたため、平成27年9月14日付けで輸入停止措置が解除されました。

※詳細については、別添のとおり。

【韓国におけるHPAI疑い事例の発生】

韓国当局が、9月15日に全羅南道の2農場で高病原性鳥インフルエンザの「疑い事例」が確認されたと公表したとのこと。

※詳細については、別添のとおり。

鳥インフルエンザに関する情報 (農林水産省HP)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

本病については、世界各地で発生しており、国内への侵入リスクは高い状況にあることから、引き続き、緊張感を持って、本病侵入防止対策に万全を期していただきますよう、よろしくお願い致します。

本病侵入防止対策

野鳥、ネズミ等の侵入防止対策、消毒の徹底(車、人)をはじめとした飼養衛生管理基準の遵守の徹底(特に次の事項について日頃から確認・改善)また、異常を認められた際の早期発見早期通報の徹底についてもご指導いただくようお願い致します。

- 1 鶏舎の穴をふさぐ(野生動物・ネズミ等の侵入防止)
- 2 防鳥ネットの補修(隙間のないように)
- 3 飲み水対策(水道水でない場合は消毒実施)
- 4 鶏舎専用の長靴、衣服の着用(鶏舎にウイルスを持ち込まない)
- 5 消毒の実施(鶏舎毎の踏込消毒槽、車両消毒、手指の消毒、鶏舎周囲への石灰の散布)

米国ニュージャージー州からの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置の解除について

農林水産省は、今般、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）ニュージャージー州における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、本日、同州からの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置を解除しました。

経緯

平成 27 年 2 月、米国ニュージャージー州において低病原性鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）の発生が確認されたことから、同州からの生きた家きん、同病の発生が確認された生鳥市場から半径 10km 以内の地域からの家きん肉等の輸入を停止しました。

対応

今般、米国家畜衛生当局から我が国に対して提供された、当該発生にかかる防疫措置等の情報により、同州における鳥インフルエンザの清浄性を確認しました。このため、本日付けで当該輸入停止措置（※）を解除しました。

※ 発生国又は地域から生きた家きん、家きん肉等の輸入を停止するのは、生きた家きんがウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

（参考 1）米国からの生きた家きん、家きん肉等の輸入実績

	2012 年	2013 年	2014 年
生きた家きんのひな（羽）	152,600	61,401	34,832
家きん肉等（トン）	30,386	23,768	27,026
家きんの卵（トン）	11,003	11,505	11,235

出典：財務省「貿易統計」

※米国農務省（USDA）発表の統計によれば、同州のプロイラー生産量が米国における生産量に占めるシェアは 0.1%以下、卵については 2.4%以下（2014 年）。

※2014 年の日本の総輸入量は生きた家きんのひなが約 45 万羽、家きん肉が約 89 万トン、家きん卵が約 3 万トン。

（参考 2）

平成 27 年 2 月 6 日付けプレスリリース「米国ニュージャージー州からの生きた家きん、
家きん肉等の輸入停止措置について」

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/150206.html>

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：川田、北野

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの

発生等に伴う輸入停止状況 [■ = 輸入停止国【58か国/地域】]

《ヨーロッパ》

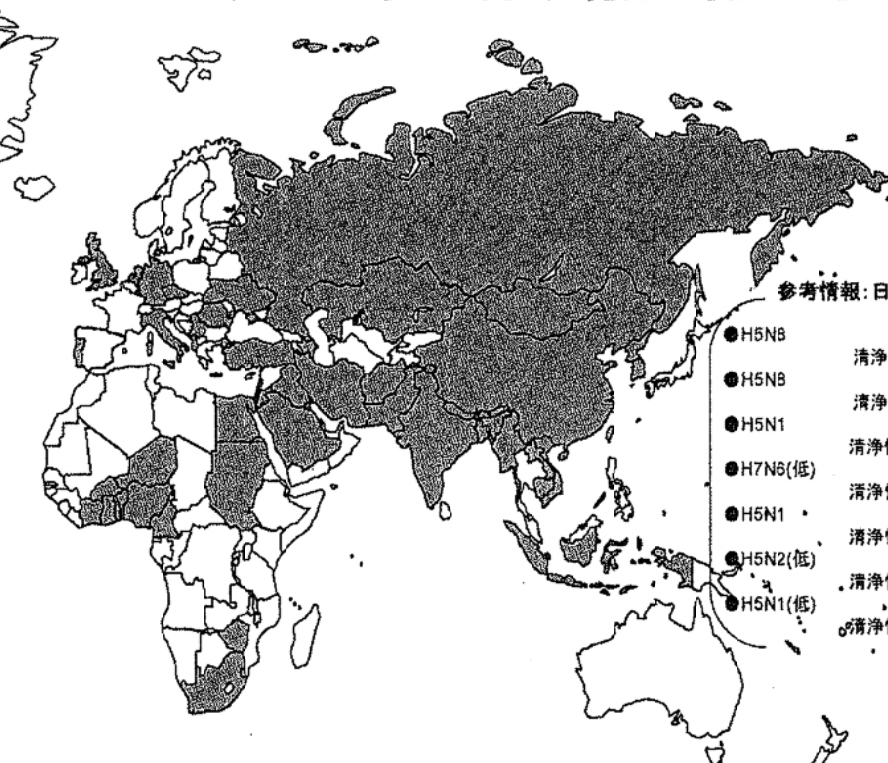
ロシア	H5N1	2005.7.22
ウクライナ	H5N1	2005.12.6
イタリア	H7N3(低)	2002.10.23
ルーマニア	H5N1	2005.10.11
アルバニア	H5N1	2006.3.9
チェコ	H5N1	2007.6.22
セルビア・モンテネグロ	H5N1	2006.4.5
ポルトガル	H5N2(低)	2007.9.19
オランダ	H7N7(低)	2012.8.13
ドイツ	H5(低)	2012.12.22
英国	H7N7	2015.7.14

《アフリカ》

ナイジェリア	H5N1	2006.2.9
南アフリカ	H5N2	2004.8.9
ジンバブエ	H5N2	2005.12.5
エジプト	H5N1	2006.2.21
ニジェール	H5N1	2006.3.1
カメルーン	H5N1	2006.3.14
スーダン	H5N1	2006.4.21
コートジボワール	H5N1	2006.4.27
ブルキナファソ	H5N1	2006.5.31
ジブチ	H5N1	2006.5.31
ガーナ	H5N1	2007.5.7
トーゴ	H5N1	2007.6.26
ベナン	H5N1	2007.12.6

《西アジア》

イラク	H5N1	2006.2.6
イスラエル	H5N1	2006.3.20
ヨルダン	H5N1	2006.3.27
パレスチナ自治区	H5N1	2006.4.18
クウェート	H5N1	2007.3.1
トルコ	H5N1	2005.10.11
サウジアラビア	H5N1	2007.3.27
アゼルバイジャン	H5N1	2006.3.1
レバノン	(低)	2009



《南アジア》

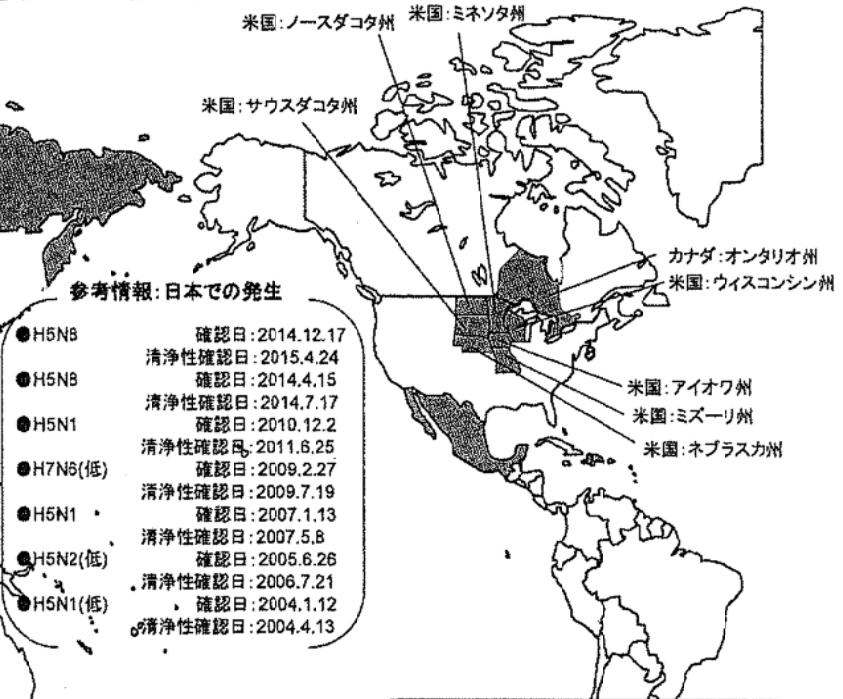
パキスタン	H7N3	2004.1.27
インド	H5N1	2006.2.21
アフガニスタン	H5N1	2006.3.17
バングラデシュ	H5N1	2007.3.27
イラン	H5N1	2008.1.17
ネパール	H5N1	2009.1.19
ブータン	H5N1	2010.2.24

《中央アジア》

カザフスタン	H5N1	2005.8.4
--------	------	----------

《東南アジア》

ベトナム	H5N1	2004.1.9
インドネシア	H5N1	2004.1.25
ラオス	H5(不明)	2004.1.27
カンボジア	H5N1	2004.1.25
ミャンマー	H5N1	2006.3.14



参考情報: 日本での発生

●H5N8	確認日: 2014.12.17
	清浄性確認日: 2015.4.24
●H5N8	確認日: 2014.4.15
	清浄性確認日: 2014.7.17
●H5N1	確認日: 2010.12.2
	清浄性確認日: 2011.6.25
●H7N6(低)	確認日: 2009.2.27
	清浄性確認日: 2009.7.19
●H5N1	確認日: 2007.1.13
	清浄性確認日: 2007.5.8
●H5N2(低)	確認日: 2005.6.26
	清浄性確認日: 2006.7.21
●H5N1(低)	確認日: 2004.1.12
	清浄性確認日: 2004.4.13

《南北アメリカ》

米国		
ミネソタ州	H5N2	2015.3.6
ミズーリ州	H5N2	2015.3.10
サウスダコタ州	H5N2	2015.4.3
ノースダコタ州	H5N2	2015.4.13
ウィスコンシン州	H5N2	2015.4.14
アイオワ州	H5N2	2015.4.15
ネブラスカ州	H5N2	2015.5.13
カナダ		
オンタリオ州	H5N2	2015.4.7
メキシコ	H7N3	2012.6.26
ドミニカ共和国	H5N2(低)	2007.12.25
ハイチ共和国	H5N2(低)	2008.6.16

※血清型は、輸入停止の原因となった型を示す
 ※日付は確認日(日本が発生等を確認し、輸入停止等の対応を行った日)
 ※病原性が不明又は低病原性鳥インフルエンザであることが確認できている場合、亜型表記の後ろにそれぞれ(不明)又は(低)と表記
 ※更新点: 2015年9月14日付けで米国ニュージャージー州からの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置を解除

2015年9月14日現在

(参考情報) 韓国農林畜産食品部公表情報

農林畜産食品部プレスリリース (2015年9月15日15時20分付け) 全羅南道康津郡及び羅州市において、出荷前検査でAI疑い事例を確認

出典URL:

http://www.maf.go.kr/list.jsp?&newsid=155447204§ion_id=b_sec_1&pageNo=1&year=2015&listcnt=10&board_kind=C&board_skin_id=C3&depth=1&division=B&group_id=3&menu_id=1125&reference=&parent_code=3&popup_yn=&tab_yn=N

(機械翻訳等に基づく仮訳)

農林畜産食品部は9月15日、全羅南道康津郡の種あひる飼育農家(飼育規模:6千300羽)と羅州市の肉用あひる飼育農家(飼育規模:8千羽)の出荷前検査で高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)疑い事例が確認されたことを明らかにした。

これに先立ち、全羅南道畜産衛生事業所は、出荷前検査でH5亜型のAI抗原が検出されたことから、農林畜産検疫本部にウイルスの種類及び高病原性かどうかを確認するための精密検査を依頼した。

2つの農家の精密検査の結果は、9月19日頃に判明する予定である

現在、農食品部は、該当する2つの農場に家畜衛生防疫支援本部の初動防疫チームを投入し、農場の移動制限などAI緊急行動指針に沿った防疫措置を実施中である。

また、検疫本部の中央疫学調査班を直ちに投入し、該当農家などの疫学調査を実施中であり、調査の結果に応じて追加の防疫措置をとる予定である。

農食品部は9月16日(水)、中央家畜防疫協議会(委員長:イジュンウォン食品産業政策室長)を開催し、関連業界と共にHPAI陽性事例発生に備えた具体的な防疫対策を協議する計画だと明らかにした。

